

事務職員等人事取扱い要綱

平成21年6月24日

第6回理事会

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の職員のうち、事務職員及び技能職員（以下「事務職員等」という。）の採用等にかかる人事の取扱いに関する事項について定める。

(目的)

第2条 法人が大学業務を効果的かつ効率的に実施するために、優れた事務職員等を円滑に採用できるようにすることを目的とする。

(事務職員等の任用形態)

第3条 法人の事務職員等は、当分の間、次の2種で構成し、第2号に掲げる職員の割合を高めていくものとする。

- 一 宮城県が任用し、法人に派遣している職員（以下「派遣職員」という。）
- 二 法人が採用選考を行い任用している職員（以下「法人採用職員」という。）

(派遣職員の任用)

第4条 宮城県が採用選考を行なって任用し、法人に派遣する事務職員等については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成24年法律第50号）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮城県条例第63号）及び法人と宮城県との協約書に基づいて、法人は次の手続きにより任用する。

- 一 法人は、派遣期間が満了する派遣職員（協約書第13条第2項の規定に基づき職務に復帰することとされた職員を含む。）の職の中から、理事会の決定によって、法人採用職員として採用することにした職を除く職について、宮城県に対して次年度の職員派遣の申請を行う。
- 二 法人が申請した職に対して宮城県から派遣職員の通知を受けた場合には、法人はその職員を任用する。

(採用手続き)

第5条 法人は、事務職員等の採用手続きについて、次のとおり行う。

- 一 理事会は、「中期計画」に従って、法人が次年度に採用する法人採用職員の数を定める。
- 二 理事会は、これらの職について事務局長が策定した人事計画書案を基に協議し、法人としての採用の人事計画を定める。

(採用標準)

第6条 事務職員等の採用は、4年制の大学卒業程度を原則とする。

(公募の原則)

第7条 事務職員等の採用のための選考は、公募によることを原則とする。

- 2 公募は、理事会で決定した人事計画書に基づき、本学ホームページ、全国の求人電子広告媒体及び求人機関によって広く行うものとする。

第4編人事労務 事務職員等人事取扱い要綱

(採用の選考)

第8条 事務職員等の採用選考は、筆記試験及び面接試験の結果を総合して行う。

- 2 筆記試験を一次試験、面接試験を二次試験とする。
- 3 二次試験は、一次試験合格者（採用1人に対し原則として2～3人）に対して行う。

(試験体制、合格者決定)

第9条 事務職員等の採用試験は、人事労務担当理事を幹事とし、総務課長を事務担当として行う。

- 2 筆記試験は、外部の試験実施機関に委託して行う。
- 3 その他の試験の作題者（採点者）は、法人の役員及び教員・事務職員の中から理事会で協議して編成する。
- 4 一次試験、二次試験の合格者は、理事長が理事と協議して決定する。
- 5 最終的な採用者の決定は理事会において行う。

(試験時期)

第10条 応募の期間及び試験に日程等については、募集要項により別途定めるものとする。

(再雇用)

第11条 事務職員等の再雇用については、公募、選考又は試験採用の別等の人事計画及び採用候補者について、理事会に報告し承認を得るものとする。

- 二 再雇用の場合は、第7条に規定する公募について省略することができる。
- 三 再雇用の場合は、第8条及び第9条に規定する採用試験を省略することができる。

(有期雇用職員の採用)

第12条 第一種有期雇用職員及び第二種有期雇用職員の採用選考には、人事労務担当理事、事務局長及び所轄部局の長が当たり、事務担当を総務課長とする。

附 則 (H21.6.24 第6回理事会)

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則 (H25.2.27 第66回理事会)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。